

居宅介護支援事業所 重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 079-233-6866

FAX 079-233-6564

営業日	月曜日から金曜日。ただし、12月31日から翌年1月3日までを除く
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで

営業日・営業時間以外に関わらず、お気軽にご相談ください。

2. 当事業所の概要

事業所名	居宅介護支援事業所ライフビラ姫路
所在地	兵庫県姫路市飯田3丁目44番地
事業所の指定番号	兵庫県指定 2874001940
サービスを提供する 実施地域	姫路市

3. 当事業所の法人概要

法人名称	社会福祉法人 姫路尚齒会
所在地	〒670-0974 兵庫県姫路市飯田3丁目44番地
代表者	理事長 中村 憲昌

4. 当事業所の職員

職 名	員数	業務内容	勤務体制
管理者	1名	介護支援専門員の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理、職員の指揮命令	常勤
介護支援専門員	3名	居宅サービス計画作成、居宅サービス事業者との連絡調整、サービス実施状況把握・評価、利用者状況把握、給付管理、要介護（要支援）認定申請に対する協力・援助、相談業務	常勤2名 非常勤1名

5. 事業の目的および運営の方針

事業の目的	利用者からの相談に応じ、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるようにサービスの種類・内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供調整を行います。
事業の方針	利用者が可能な限り居宅において自立した日常生活を送れるよう配慮して行います。利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から提供されるよう配慮して行います。利用者の立場に立って公正中立に行います。

6. 提供するサービスの内容

内容	提供方法
居宅サービス計画の作成	「居宅サービス計画」ガイドライン方式を使って利用者とともに、利用者に必要な援助を考え、サービス担当者会議などを行い、居宅サービス計画を作成します。
経過観察再評価	一ヶ月に一回以上、担当の介護支援専門員が利用者のお宅にうかがって、サービス内容が適切かなどについて話し合います。
給付管理	介護保険を使って受けられるサービスについて、実際にサービスが受けられる範囲やサービスの種類などについて調整し、また、サービスが計画どおりに提供されたかなどを確認して、給付管理を行います。
要介護（要支援）再認定の協力・援助	利用者が要介護認定や要支援認定の変更や、見直しのための認定を受ける際の申請を代行したり、その他必要な援助を行います。
お客様からの相談の対応	介護保険や介護に関することなら、なんでもご相談をお受けします。

7. 利用者へのサービス事業者の紹介

- (1) 利用者やその家族は、事業者に対して、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業者について、複数の事業者を求めることができます。
- (2) 利用者やその家族は、事業者に対して、利用者が利用するサービス事業者をケアプランに位置付けた理由を求めることができます。
- (3) 当事業所のケアプランの訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

8. 入院時の情報提供

利用者が入院される時は、入院先の病院または診療所に対し、利用者またはご家族から当事業所の担当職員の氏名及び連絡先をお伝えください。

※ お伝えいただいていない場合、個人情報保護法により、入院先の病院または診療所に担当職員が問い合わせても通じない場合がございます。

9. プライバシー(個人情報)の保護

当事業所がサービスを提供する際に、利用者やご家族に関して当事業所が知り得た情報については、サービス担当者会議などの利用者へのサービス提供のために必要な業務以外では、決して他に漏れないようにします。サービスの提供に関わって、利用者の情報を他の事業者などと共有する必要があるときは、あらかじめ利用者に説明し同意書に署名捺印をいただきます。

10. 料金(厚生大臣の定める基準額)

〈1ヵ月の取扱件数 40 件未満の場合〉

要介護 1・2	11,088 円
要介護 3・4・5	14,406 円

※ 下記の条件の対象となる場合は次の基準額が加算されます。

◆ 特定事業所加算 (Ⅲ) 3,154 円

- ・ 主任介護支援専門員を配置していること
- ・ 常勤かつ専従の介護支援専門員を 2 名以上配置していること
- ・ 利用者に関する情報又はサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること
- ・ 24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応できる体制を確保していること
- ・ 介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること
- ・ 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供していること
- ・ 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること
- ・ 運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと
- ・ 介護支援専門員 1 人当たりの利用者の平均件数が 40 件以上でないこと
- ・ 法定研修等における実習受入れ事業所として人材育成の協力体制が整備されていること
- ・ 他法人が運営する指定居宅介護支援事業所と共同で事例検討会、研修会等を実施していること
- ・ 必要に応じて多様な主体等が提供する生活支援のサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること

◆ 特定事業所加算 (Ⅱ) 4,155 円

- ・ 常勤かつ専従の介護支援専門員を 3 名以上配置していること

※ 特定事業所加算Ⅲの要件に加え上記 1 要件を満たすと特定事業所加算Ⅱが算定可能

◆ **特定事業所加算（Ⅰ） 5,156 円**

- ・ 常勤かつ専従の介護支援専門員を 3 名以上配置していること
- ・ 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護 3 から要介護 5 である者の割合が 4 割以上であること

※ 特定事業所加算Ⅲの要件に加え上記 2 要件を満たすと特定事業所加算Ⅰが算定可能

◆ **特定事業所加算（A） 1,021 円**

- ・ 特定事業所加算Ⅲの要件（連携でも可）を満たし常勤の主任介護支援専門員を 1 名以上、常勤の介護支援専門員（非常勤でも可）を 1 名以上配置していること

◆ **特定事業所医療介護連携加算 1,276 円**

- ・ 特定事業所（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを取得し、かつ退院・退所加算の算定に係る医療機関との連携を年間 35 回以上行うとともに、ターミナルケアマネジメント加算を年間 5 回以上算定している事業所

◆ **初回加算 3,063 円**

- ・ 新規に居宅サービス計画を策定した場合
- ・ 要介護状態区分が 2 段階以上変更となった場合

◆ **入院時情報連携加算（Ⅰ） 2,042 円**

- ・ 介護支援専門員が病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合、入院後 3 日以内に情報提供すること。ただし、提供方法は問わない

◆ **入院時情報連携加算（Ⅱ） 1,021 円**

- ・ 介護支援専門員が病院又は診療所に訪問する以外の方法により当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合、入院後 7 日以内に情報提供すること。ただし、提供方法は問わない

◆ **退院・退所加算 6,126 円・7,397 円・9,189 円**

- ・ 医療機関や介護保険施設を退院・退所し、居宅サービスを利用する場合において医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合。ただし、カンファレンスに参加

◆ **退院・退所加算 4,594 円・6,126 円**

- ・ 医療機関や介護保険施設を退院・退所し、居宅サービスを利用する場合において医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合。ただし、カンファレンスには参加しなくてもよい

◆ **通院時情報連携加算 510 円**

- ・ 利用者が医師の診察を受ける際に同席し医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い医師等からの利用者に関する必要な情報提供を受けた上で居宅サービス計画に記録した場合

◆ **ターミナルケアマネジメント加算 4,084 円**

- ・ 末期の悪性腫瘍であって、在宅で死亡した利用者に対し 24 時間連絡が取れる体制を確保し、かつ、必要に応じて、指定居宅介護支援を行うことが出来る体制を整備している、利用者又はその家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡日 14 日以内に 2 日以上在宅を訪問し、主治医等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施する、訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治医等及びケアプランに位置づけた居宅サービス事業者へ情報提供した場合、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行う

◆ **その他の費用**

- ・ 交通費
利用者のお宅が当事業所の通常の事業実施地域以外にあるときは、交通費の実費をいただきます。(1 kmあたり 10 円)
- ・ 解約料 なし
- * 利用者が介護保険を使える場合は、以上の報酬は直接介護保険料から事業所に給付されますので、利用者のご負担はありません。
- * ただし、利用者が以前に保険料の滞納がある場合は、一旦利用者より料金を全額お支払い頂き、当事業所が発行する証明書をもって後日保険者から払い戻しとなる場合があります。
- * 滞納の期間によっては、全額利用者のご負担となる場合もあります。

11. 指定限度基準額に定める居宅サービス

訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び福祉用具貸与

12. 看取り期におけるサービス利用に至らなかった場合の評価

居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの、利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を行う場合があります。

13. 介護支援専門員の変更

担当の介護支援専門員については、いつでも変更できます。
お気軽にご相談ください。

14. 主治の医師及び医療機関等との連携

事業者は利用者の主治の医師又は関係医療機関との間において、利用者の疾患に対する対応を円滑に行うために、疾患に関する情報について必要に応じて連絡をとらせていただきます。そのために、入院、受診時等には、当該事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えて頂きますようお願いいたします。

15. 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じます。

16. 感染や災害への対策

感染症や災害の発生時に継続的にサービスを提供できる体制を構築するため、業務継続計画を策定し、対応力の向上を図ります。

17. ハラスメント対策

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者またはその身元引受人ないしご家族、その他関係者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

18. 質の高いマネジメントの提供

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、運営基準に沿った適切な居宅介護支援を提供します。

19. 解約

- (1) 利用者は当事業所に対し、契約書に添付した「解約の通知」を解約する日の30日前までに当事業所に届け出ることによって、この契約を解約することができます。ただし、緊急の入院など、やむを得ない場合はこの限りではありません。
- (2) 当事業所は、事業の廃止などやむを得ない事情がある場合、利用者に対して契約終了日の一ヶ月前までに理由を示した文書でお知らせすることにより、契約を解約することができます。この場合、当事業所は他の居宅介護支援事業所に関する情報をお伝えするなど、利用者が続けて滞りなく介護保険を利用してサービスを受けることができるよう手配します。

20. 契約の終了

つぎの場合には、自動的に契約は終了します。

- (1) 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ＊ 介護保険施設へ入所するにあたっては、必要な支援をおこないます。
- (2) 利用者の要介護認定区分が、自立と認定された場合
 - ＊ 自立と認定された場合も、地域の保健福祉サービスの情報提供など必要な支援をおこないます。
- (3) 利用者が当事業所の営業ができない程遠くに移転された場合
- (4) 利用者がお亡くなりになった場合

21. 損害賠償

利用者に対して当事業所の責任において賠償すべきことが起こった場合は、当事業所は利用者に賠償いたします。

〈加入保険〉あいおいニッセイ同和損害保険株式会社「社会福祉施設総合保険」

22. 相談・苦情窓口

- (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における次のことについての苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- ◆ 当事業所が提供する居宅サービス計画について
- ◆ 居宅サービス計画にもとづいて提供している各サービスについて

＊ 当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30
- 受付連絡先 TEL 079-233-6866
- 苦情受付窓口 担当介護支援専門員
- 苦情解決責任者 特別養護老人ホームライフビラ姫路 施設長 中村 憲昌

※ 苦情の申出をされた方と話し合いによって円滑に解決に努めます。

- 第三者委員

司法書士 町田 直隆 TEL 079-231-0789

- 第三者委員、評議員選任・解任委員会 外部委員

特別養護老人ホーム山彦ホーム 副施設長 尾辻 英明 TEL 079-253-8168

※ 苦情解決を行っていく上で、苦情申出人が事業者に対して苦情を言いにくい場合に解決に向けて支援及び助言を行ったり、利用者側でも事業者側でもない中立的（第三者的）な立場で話し合いに参加し、苦情申出人と事業者双方の言い分を聞き、客観的な判断のもと苦情解決に努めます。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

○国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	所 在 地 神戸市中央区三宮町 1 丁目 9 番 1-1801 号 電 話 番 号 078-332-5617 FAX 番 号 078-332-5650 受 付 時 間 9:00~17:15 月~金 (祝日及び 12/29~1/3 を除く)
○姫路市介護保険課	所 在 地 兵庫県姫路市安田 4-1 電 話 番 号 079-221-2447 受 付 時 間 9:00~17:15 月~金 (祝日及び 12/29~1/3 を除く)

※ その他、各市区町の介護保険担当課にお問い合わせ下さい。

居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要事項を説明しました。

説明者 介護支援専門員_____

利用者 住所 _____

氏名 _____

(署名代行者) 住所 _____

氏名 _____

(利用者との関係)